

○松山衛生事務組合職員の退職年金等に関する条例

制 定 昭和 43 年 1 月 10 日条例第 8 号

(目的)

第 1 条 この条例は、職員が相当年数勤務して退職しまたは死亡した場合において、職員またはその者の遺族に対する退職年金，通算退職年金，公務傷病年金，遺族年金，退職一時金，返還一時金，遺族一時金および死亡一時金の給付ならびに通算年金通則法の規定に基づく地方公務員の取扱いに関する政令（昭和 30 年政令第 309 号）第 4 条に規定する者およびその遺族に対する通算退職年金，返還一時金および死亡一時金の給付について必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第 2 条 本組合職員の退職年金等に関しては、松山市職員の退職年金等に関する条例（昭和 37 年松山市条例第 21 号）を準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 42 年 7 月 1 日から適用する。